

建築物等（附属する工作物及び敷地を含む）

管理状態 使用状況	管理不全な状態 (例) ・外壁等が飛散等するおそれのある ・立木等が公道との境界線を越え通行の妨げになっているなど、不特定多数の地域住民等に被害を及ぼすおそれのある ・廃棄物等が堆積して周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある		放置することが著しく保安上危険、著しく衛生上有害、生活環境の保全上不適切な状態で、危険な状態が切迫している場合
居住建築物等	市条例		緊急安全措置 【条件】 不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していて、緊急の必要がある場合 ↓ 必要な最小限の措置を行う
	①立入調査 ※承諾要 ②所有者情報の利用 ③助言、指導 ◆ 廃棄物等が堆積して周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある状態 ④解消するための援助 【状態が改善されないとき】 ⑤勧告 ⑥命令 ⑦行政代執行		
	市条例		
使用建築物等 ※工場・倉庫等	①立入調査 ※承諾要 ②所有者情報の利用 ③助言、指導		
居住も使用もされていない建築物等（空家等該当未済）	市条例		
空家等 （空家等対策の推進に関する特別措置法に規定）	空家法	市条例	
	特定空家等	特定空家等以外	
	①立入調査 ②所有者情報の利用 ③助言、指導 【状態が改善されないとき】 ④勧告 ⑤命令 ⑥行政代執行	①立入調査 ②助言、指導	

空地

状態	管理不全な状態 (例) ・立木等が公道との境界線を越え通行の妨げになっているなど、不特定多数の地域住民等に被害を及ぼすおそれのある ・雑草が繁茂し又は枯草が密集し、放置されているため火災等の発生原因になり、生活環境が阻害されるおそれのある ・廃棄物等が堆積して周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある		放置することが著しく保安上危険、著しく衛生上有害、生活環境の保全上不適切な状態で、危険な状態が切迫している場合
空地 （山林・田・畑を除く、ただし市長が必要と認めるものは対象）	市条例		緊急安全措置
	①立入調査 ②所有者情報の利用 ③助言、指導 【状態が改善されないとき】 ◆ 雑草、枯草が繁茂して、生活環境が阻害されるおそれのある状態 ④勧告 ⑤命令 ⑥行政代執行		